

議案第10号

杉並区印鑑条例及び杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区印鑑条例及び杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第22条」を「第20条」に、「第23条—第25条」を「第21条—第23条」に改める。

第9条第2項中「とともに、当該印鑑の登録を受けた者を識別するための磁気を付する」を削る。

第16条第1項中「、第14条及び第21条第4項」を「及び第14条」に改める。

第20条の見出し中「専用端末機」を「多機能端末機」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条第1項とする。

第21条及び第22条を削り、第23条を第21条とし、第24条を第22条とし、第25条を第23条とする。

第2条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「専用の端末機又は」を削り、「第20条第2項」を「第20条」に改め、同表の12の項及び22の項中「専用の端末機又は」を削る。

附 則

- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に交付された第1条の規定による改正前の杉並区印鑑条例第9条の規定による印鑑登録証は、第1条の規定による改正後の杉並区印鑑条例第9条の規定による印鑑登録証とみなす。

3 杉並区印鑑条例の一部を改正する条例（平成13年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「。以下「旧印鑑登録証」という」を削り、附則第3項を削る。

4 杉並区印鑑条例等の一部を改正する条例（平成24年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「。以下「外国人旧印鑑登録証」という」を削り、附則第5項を削り、附則第6項を附則第5項とする。

（提案理由）

専用端末機による印鑑登録証明書の交付に関する規定を削除する等の必要がある。

杉並区印鑑条例及び杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例新旧対照表
(抄)

第1条による改正（杉並区印鑑条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|--|---|
| 目次 | 目次 |
| 第1章及び第2章 略 | 第1章及び第2章 略 |
| 第3章 印鑑登録の証明（第17条— 第20条） | 第3章 印鑑登録の証明（第17条— 第22条） |
| 第4章 雑則（第21条—第23条） | 第4章 雑則（第23条—第25条） |
| 附則 (印鑑登録証の交付等) | 附則 (印鑑登録証の交付等) |
| 第9条 略 | 第9条 略 |
| 2 印鑑登録証には、登録番号を記載する _____。 (代理人) | 2 印鑑登録証には、登録番号を記載するとともに、当該印鑑の登録を受けた者を識別するための磁気を付する。 (代理人) |
| 第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条及び第14条_____の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。 | 第16条 登録申請者又は印鑑登録者が、第5条第2項、第10条、第11条、第14条及び第21条第4項の申請等を自ら行うことができないときは、委任の旨を証する書面を添えて、代理人により行うことができる。 |
| 2 略 (多機能端末機による印鑑登録証明の申請等) | 2 略 (専用端末機による印鑑登録証明の申請等) |
| 第20条 | 第20条 <u>前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、専用の端末機に印鑑登</u> |

略

録証を使用して自ら暗証番号を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 略

(暗証番号の登録等)

第21条 印鑑登録者は、前条第1項の規定により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証暗証番号登録届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に暗証番号を届け出なければならない。

2 区長は、第5項の規定による確認をしたときは、直ちに暗証番号を登録しなければならない。

3 印鑑登録者は、登録した暗証番号を変更しようとするときは、印鑑登録証暗証番号変更届に印鑑登録証を添えて、自ら区長に届け出なければならない。

4 印鑑登録者は、登録した暗証番号を廃止しようとするときは、印鑑登録証暗証番号廃止届に印鑑登録証を添えて、区長に届け出なければならない。

5 区長は、第1項又は第3項の規定による届出があつたときは、規則で定めるところにより、当該届出が印鑑登録者本人によることの確認をしなければならない。

(関係人に対する質問)
第21条 略
 (閲覧の禁止)
第22条 略
 (委任)
第23条 略

(暗証番号の管理)
第22条 印鑑登録者は、届け出た暗証番号を他人に漏らしてはならない。
2 区長は、前条第1項及び第3項の規定による届出を受けた暗証番号を厳重に管理するものとする。
 (関係人に対する質問)
第23条 略
 (閲覧の禁止)
第24条 略
 (委任)
第25条 略

附則第3項による改正 (杉並区印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|--|---|
| 附 則 | 附 則 |
| 1 略 | 1 略 |
| 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区印鑑条例第9条の規定により交付された印鑑登録証(住民基本台帳に記録されている者に係るものに限る_____。)は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。 | 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の杉並区印鑑条例第9条の規定により交付された印鑑登録証(住民基本台帳に記録されている者に係るものに限る。 <u>以下「旧印鑑登録証」という。</u>)は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。 |
| | 3 <u>印鑑登録者(住民基本台帳に記録されている者に限る。)</u> は、旧印鑑登録証をこの条例による改正後の杉並区印鑑条例第9条の規定による印鑑登録証 |

に切り替えようとするときは、規則で定めるところにより、印鑑登録証切替交付申請書に旧印鑑登録証を添えて、自ら区長に申請しなければならない。
この場合において、杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）第2条第2項の規定による手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。

附則第4項による改正（杉並区印鑑条例等の一部を改正する条例の一部改正）

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|--|---|
| <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の杉並区印鑑条例第9条の規定により交付された印鑑登録証（外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係るものに限る_____。）は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。</p> | <p>附 則</p> <p>1～3 略</p> <p>4 この条例の施行の際、現に第1条の規定による改正前の杉並区印鑑条例第9条の規定により交付された印鑑登録証（外国人住民（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係るものに限る。<u>以下「外国人旧印鑑登録証」という。</u>）は、当分の間、なお従前の例により使用することができる。</p> <p>5 <u>印鑑登録者（外国人住民に限る。）は、外国人旧印鑑登録証を第1条の規定による改正後の杉並区印鑑条例第9条の規定による印鑑登録証に切り替え</u></p> |

ようとするときは、規則で定めるところにより、印鑑登録証切替交付申請書に外国人旧印鑑登録証を添えて、自ら区長に申請しなければならない。この場合において、杉並区事務手数料条例第2条第2項の規定による手数料は、同項の規定にかかわらず、徴収しない。

5 略

6 略